

◎ 事業対象地の所有者等に対して起業者等のあっせんによる特定処分対象農地等又は特定農業用施設の提供であることの証明書

◆ 事業対象地となった土地の所在、地番、面積及び所有者等の氏名並びに事業対象地が収用等(注)されたことの根拠法を記入すること。

例えば、事業対象地が市道用地に提供された場合、「土地収用法第3条第1号」と記入すること。

(参考)

収用等(注)とは、次の法律をいいます。  
 土地収用法第3条各号の一に該当するもののほか、河川法(第22条)、都市計画法(第69条)、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(第26条の4)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(第35条の4)、新住宅市街地開発法(第34条の4)、新都市基盤整備法(第10条)、流通業務市街地の整備に関する法律(第39条の4)、水防法(第21条)、土地改良法(第120条)、森林法(第50条、第55条)、道路法(第66条)、住宅地区改良法(第11条、第13条)、測量法(第19条)、鉱業法(第104条、第105条)、採石法(第35条)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(第3条)

◆ 事業対象地の所有者等に対して提供した農地等又は特定農業用施設の所在、地番、面積及び所有者等の氏名を記入すること。

(給付-15-1)

事業対象地の所有者等に対して起業者等のあっせんによる特定処分対象農地等及び特定農業用施設の提供であることの明書

1 当該事業対象地の物件等の表示

所 在	地 番	面 積	所有者等の氏名	収用等の根拠法条
		m <sup>2</sup>		土地収用法第3条第 号 その他の法律 ( )
		m <sup>2</sup>		土地収用法第3条第 号 その他の法律 ( )
		m <sup>2</sup>		土地収用法第3条第 号 その他の法律 ( )

2 事業対象地の所有者等に対して提供した特定処分対象農地等又は特定農業用施設

所 在	地 番	面 積	所有者等の氏名
		m <sup>2</sup>	

上記2の農地等はあっせんした特定処分対象農地等及び特定農業用施設であることを証明する。

令和 年 月 日

起業者 住 所

氏 名

問合せ先  
 担当部署:  
 担当者名:  
 電 話:

上記2の特定処分対象農地等及び特定農業用施設を提供しても、譲受後継者の耕作又は養畜の事業に著しい支障は生じないことを認め、上記のとおり相違ないことを確認する。

令和 年 月 日

農業委員会  
 会 長

◆ 必ず年月日を記入すること。

◆ 必ず起業者の問合せ先を記入すること。

◆ 必ず年月日を記入すること。